

令和2年4月27日 招集

令和2年門真市教育委員会第4回定例会

議 案 書

門真市教育委員会



議事日程

門真市教育委員会第4回定例会  
 令和2年4月27日（月）午後1時30分  
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市教育委員会事務局人事について）	1
第4	承認第8号	臨時代理による事務処理の承認について （令和2年4月1日付け機構改革に伴う敷地の変更について）	11
第5	承認第9号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について）	14
第6	承認第10号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について）	17
第7	承認第11号	臨時代理による事務処理の承認について （令和元年度教育費補正予算の見積り申出について）	19
第8	承認第12号	臨時代理による事務処理の承認について （令和2年度教育費補正予算の見積り申出について）	22
第9	承認第13号	臨時代理による事務処理の承認について	24
第10	議案第20号	門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について	25
第11	議案第21号	門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定に伴う諮問について	27

第12	議案第22号	令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト結果の公表について	29
第13		諸報告	31

## 承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 承認第8号

臨時代理による事務処理の承認について

(令和2年4月1日付け機構改革に伴う敷地の変更について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日付け機構改革に伴う敷地の変更に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 敷地の変更をする教育財産

### 1. 変更する教育財産名称、地番及び土地・建物面積

#### (1)公民館（門真市新橋町34番24号）

地 番：門真市新橋町517-4、518-3、519-3、520-2、520-3、531-3、532-3、1402-2

土 地：1473.11m<sup>2</sup>

建 物：839.82m<sup>2</sup>

#### (2)文化会館（門真市中町2番3号）

地 番：門真市中町34

土 地：2103.77m<sup>2</sup>

建 物：529.38m<sup>2</sup>

#### (3)歴史資料館（門真市柳町11番1号）

地 番：門真市柳町984-1、985-1、983-5

土 地：1587.92m<sup>2</sup>

建 物：173.14m<sup>2</sup>

#### (4)門真市民プラザ（門真市大字北島546番地）

地 番：門真市大字北島524-1、526-1、546-1、564-1、570-1、570-5、669-1

門真市大字打越515-3、

門真市大字北島524-3、546-7、564-7、669-3

土 地：31875.38m<sup>2</sup>

#### (5)門真市立青少年運動広場（門真市三ツ島3丁目12-6）

地 番：門真市三ツ島3丁目285-6、285-7、285-10、285-11、302-3、302-8、285-18

土 地：6464.31m<sup>2</sup>

#### (6)門真市立テニスコート（門真市三ツ島3丁目12-6）

地 番：門真市三ツ島3丁目302-2、302-23、302-22

土 地 : 5468.00m<sup>2</sup>

建 物 : 128.49m<sup>2</sup>

(7)旧第六中学校運動広場 (門真市中町1番25号)

地 番 : 門真市中町33、34

土 地 : 3831.30m<sup>2</sup>

建 物 : 158.64m<sup>2</sup>

(8)旧北小学校体育施設 (門真市泉町4番12号)

地 番 : 門真市泉町1161-3、1161-4、1165、1166、1167、1168、1169、  
1171、1173、1174-3、1175-2、1176-2、1178-2、536-2、  
1172、1180-2、1181-2、1182-2

土 地 : 8868.85m<sup>2</sup>

建 物 : 454.00m<sup>2</sup>

(9)門真市立総合体育館 (門真市中町11番70号)

地 番 : 門真市中町30

土 地 : 5981.61m<sup>2</sup>

建 物 : 4134.09m<sup>2</sup>

(10)図書館 (門真市新橋町3-4-101)

地 番 : 門真市新橋町424-1、748-2、424-2

土 地 : 607.72m<sup>2</sup>

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 2. 設定年月日   | 令和2年4月1日                            |
| 3. 設定前の所管課 | (1)~(9)教育部 社会教育課<br>(10)教育部 図書館     |
| 4. 設定後の所管課 | (1)~(9)市民文化部 生涯学習課<br>(10)市民文化部 図書館 |
| 5. その他     | 建物の建築面積については、市で確認が取れているものみ参考に掲載     |



## 承認第9号

臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に  
関する規則の制定について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 門真市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、門真市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）について、法第7条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の業務量の適切な管理等)

**第2条** 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

(上限時間の原則)

**第3条** 委員会は、職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 委員会は、職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月
- 3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 承認第10号

臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に  
関する規則の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p><b>第5条</b> 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、<u>第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長がこれを行う。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p><b>第5条</b> 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）<u>及び第17条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長がこれを行う。</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 承認第11号

### 臨時代理による事務処理の承認について (令和元年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和元年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和元年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入 (項) 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
利子及び配当金	千円 0	千円 24	千円 24	利子及び配当金	千円 24	教育振興基金利子 千円 24

(款) 寄附金 (項) 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費寄附金	千円 0	千円 95	千円 95	教育費寄附金	千円 95	教育振興基金寄附金 千円 95

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育振興基金費	千円 0	千円 119	千円 119	積立金	千円 119	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 積立金 特定目的基金 基金積立金 千円 119

繰越明許費 補正

款	項	事 業 名	金 額
教育費	小学校費	給 食 運 営 事 業	千円 1,210
	中学校費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	1,213



## 承認第12号

### 臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和2年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 0	千円 882	千円 882	需用費	千円 759	○施策評価対象外事業
				備品購入費	123	新型コロナウイルス感染症対策事業 882
						需用費
						消耗品費 759
						備品購入費
						少額物品購入費
						保健室用備品費 123

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 0	千円 366	千円 366	需用費	千円 313	○施策評価対象外事業 366
				備品購入費	53	新型コロナウイルス感染症対策事業 313
						需用費
						消耗品費 313
						備品購入費
						少額物品購入費
						保健室用備品費 53

## 承認第 13 号

### 臨時代理による事務処理の承認について

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、人事案件に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 議案第20号

門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び  
任命について

門真市附属機関に関する条例の施行規則に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を別紙のとおり委嘱及び任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

門真市立義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行うために委員会を設置するにつき、本案を提出するものである。

令和2年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員候補者名簿

氏 名	所 属

## 議案第21号

門真市立義務教育諸学校教科用図書を選定に伴う諮問について

門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)第1条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に次のように諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

令和3年度中学校使用教科用図書の適正な選定についての意見の答申を得るにつき、本案を提出するものである。

門真市立義務教育諸学校  
教科用図書選定委員会委員長 様

門真市教育委員会  
教育長 久木元 秀平

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

令和3年度中学校使用教科用図書の適正な選定について

## 議案第22号

令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト結果の公表について

令和元年度大阪府中学生チャレンジテスト結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和2年4月27日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

令和元年度大阪府中学生チャレンジテストの結果が大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。



令和元年度 大阪府中学生チャレンジテスト  
結果概要（公表内容）

中学1年生（国語・数学・英語）

中学2年生（国語・社会・数学・理科・英語）

平均得点

標準化得点

門真市の取組

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和2年度門真市一般会計当初予算の概要について